

取りつけましょう！

設置は義務です

住宅用火災警報器

あなたの住宅にも火災警報器の取り付けが義務付けられています。

火災警報器で助かる命があります。
家族の安全のためにも早い設置をお願いします。

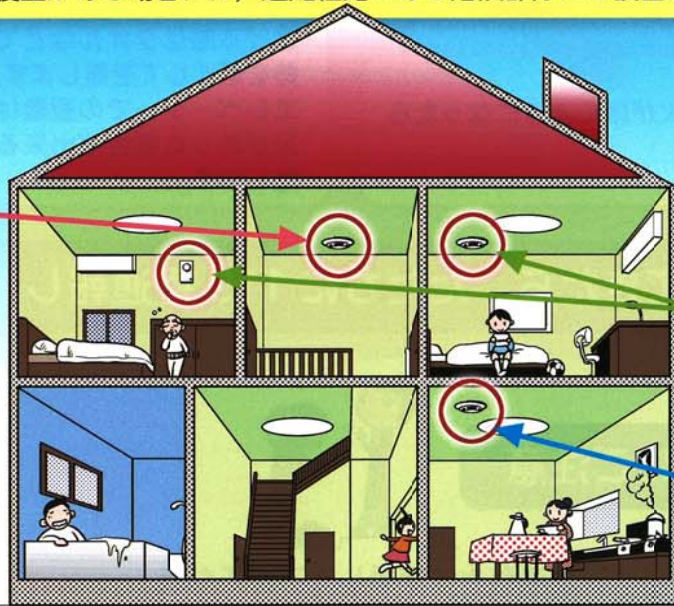


設置場所 (寝室・階段等)

住宅用火災警報器の取り付け場所は、就寝（寝室）に使用する部屋に設置します。
2階に寝室がある場合には、避難経路である階段部分にも設置が必要です。

階段

避難階（1階）以外に寝室がある場合には階段にも設置します。



寝室

普段の就寝に使われる部屋に設置します。

台所

火気を使うので出来るだけ取付けましょう。

【天井の場合】

▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



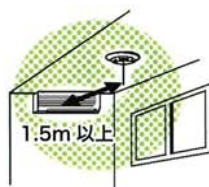
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



▼エアコン吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



【壁面の場合】

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



設置方法



もし住宅用火災警報器が鳴ったら・・・

住宅用火災警報器が鳴っている！？

火災かどうか確かめます。

火災でない

火災である 

火災ではない場合（電池切れや故障による警告音や火災でない煙に反応したなど）の作動であれば、住宅用火災警報器を止めて、火災が起きていないことを近隣に知らせます。

「火災」であることを大声で知らせ、高齢者や運動能力に自信のない方は即避難します。

消火活動

早期に発見した場合、備えてある消火器などで初期消火を行います。

避難する

もしも消火中、天井に火が届くようになったら即避難します。

逃げる際はタオルなどで鼻と口をおおい、姿勢を低くして避難します。集合住宅などでは、エレベーターでの避難は厳禁です。上階で火災があった場合は出来るだけ早く下の階へ避難します。

無事避難できたら、ただちに119番通報して下さい。

悪質な訪問販売にご注意



住宅用火災警報器などの設置義務化に便乗して不適正な価格販売などを行う悪徳業者に注意し、信用できる家電販売店・ホームセンター等で購入してください。

なお、日本消防検定協会の鑑定品にはNSマークがついています。購入される際の目安にしてください。

住宅用火災警報器は、クーリング・オフができる商品です。



お知らせ

平成26年4月からは、NSマークに替わって「検定合格表示」のついているものが、「検定品」として販売されることになりました。
※ NSマーク製品(鑑定品)についても、平成31年3月までの販売が認められています。



お問合せ

笠岡地区(組) 消防本部 予防課	(0865) 63-7121
笠岡 消防署	(0865) 63-7119
北出張所	(0865) 65-1119
鴨方 消防署	(0865) 44-5119
寄島出張所	(0865) 54-3119